

訪問看護重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

1 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 社団 森山内科・脳神経外科
代表者名	理事長・院長 森山 篤志
所在地・連絡先	〒885 - 0082 都城市南鷹尾町 24 街区 20 号 (電話) 0986 - 21 - 5000 (FAX) 0986 - 21 - 5010

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人 社団 森山内科・脳神経外科
所在地・連絡先	〒885 - 0082 都城市南鷹尾町 24 街区 20 号 (電話) 0986 - 21 - 5000 (FAX) 0986 - 21 - 5010
事業所番号	宮崎県 4510212659 号
管理者	森山 篤志

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数(人)	区分		常勤換算後の人数(人)
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	1		1
訪問看護師 ・看護師 ・准看護師	3 以上	3 以上		3 以上
事務職員等	1 以上			0.2 以上

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯(8:30～17:30) 常勤で勤務
看護師	日勤(8:30～17:15)夜勤(16:00～翌 9:00)
准看護師	日勤(8:30～17:15)夜勤(16:00～翌 9:00)
事務職員等	日勤(8:30～17:15)

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	都城市・三股町・鹿児島県曾於市
---------	-----------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業（診察）日

営業（診察）日	営業（診察）時間
平日	8:30～17:30
土曜日	8:30～17:30

※ 緊急時の対応の為 24 時間体制をとっています。

営業（診察）しない日	日曜日
------------	-----

3 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護事業所（当診療所）の看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、料金表の利用料金のうち、介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」の欄に記載された割合分の金額をお支払い頂きます。

【料金表】

<保健師・看護師が訪問看護を行った場合>

所要時間	基本料金	夜間・早朝の加算	深夜の加算
20分未満	2,660円	670円(25%)	1,330円(50%)
30分未満	3,990円	1,000円(25%)	2,000円(50%)
30分以上 1時間未満	5,740円	1,440円(25%)	2,870円(50%)
1時間以上 1時間30分未満	8,440円	2,110円(25%)	4,220円(50%)
1時間30分以上	11,440円	2,110円(25%)	4,220円(50%)

<准看護師が訪問看護を行った場合>

所要時間	基本料金	夜間・早朝の加算	深夜の加算
20分未満	2,390円	600円(25%)	1,200円(50%)
30分未満	3,590円	900円(25%)	1,800円(50%)
30分以上 1時間未満	5,170円	1,290円(25%)	2,590円(50%)
1時間以上 1時間30分未満	7,600円	1,900円(25%)	3,800円(50%)
1時間30分以上	10,600円	1,900円(25%)	3,800円(50%)

※ 夜間(午後6時から午後10時)、早朝(午前6時から午前8時)、深夜(午後10時から午前6時)の場合は、1回あたり上表の該当金額を基本料金に加算します。

(2) その他の加算・減算金額

<p>【複数名訪問加算 (I)】</p> <p>厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であり、同時に複数の看護師が1人の利用者に対し指定訪問看護を行った場合</p>	<p>1回につき</p> <p>30分未満 2,540円</p> <p>30分以上 4,020円</p>
<p>【複数名訪問加算 (II)】</p> <p>厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であり、看護師が看護補助者と同時に1人の利用者に対し指定訪問看護を行った場合</p>	<p>1回につき</p> <p>30分未満 2,010円</p> <p>30分以上 3,170円</p>
<p>【特別管理加算】</p> <p>特別な管理を必要とするお客様に対して、別に厚生労働大臣が定める区分に応じて、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合(区分支給限度基準額枠外)</p>	<p>1月につき</p> <p>(I) 5,000円</p> <p>(II) 2,500円</p>
<p>【緊急時訪問看護加算】</p> <p>利用者の同意を得て、利用者又はその家族に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合(区分支給限度基準額枠外)</p>	<p>1月につき</p> <p>(I) 3,250円</p> <p>(II) 3,150円</p> <p>※2回目以降については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定</p>

<p>【ターミナルケア加算】 以前からサービスを行っているお客様がご自宅で亡くなる前 24 時間以内にターミナルケアを行った場合（区分支給限度基準額枠外）</p>	<p>25,000 円</p>
<p>【初回加算】 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合</p>	<p>1 月につき 3,500 円</p>
<p>新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合</p>	<p>1 月につき 3,000 円</p>
<p>【看護・介護職員連携強化加算】 社会福祉士及び介護福祉士法の登録又は同法の登録を受けた指定訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が当該事業所の利用者に対し社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に掲げる医師の指示の下に行われる行為を円滑に行う為の支援を行った場合</p>	<p>1 月につき 2,500 円</p>
<p>【サービス提供体制強化加算】 当事業所が計画的な研修を実施しており、以下の勤続年数のあるものが 30%以上配置している場合（区分支給限度基準額枠外） (Ⅰ)看護師のうち勤続 7 年以上の者の割合が 30%以上 (Ⅱ)看護師のうち勤続 3 年以上の者の割合が 30%以上</p>	<p>1 回につき (Ⅰ) 60 円 (Ⅱ) 30 円</p>
<p>【看護体制強化加算】 厚生労働大臣が定める基準に適合し、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合</p>	<p>1 月につき (Ⅰ) 5,500 円 (Ⅱ) 2,000 円</p>
<p>【専門管理加算】 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合</p>	<p>1 月につき 2,500 円</p>
<p>【退院時共同指導加算】 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護の看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合</p>	<p>1 回につき 6,000 円</p>

<p>【口腔連携強化加算】 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合</p>	1回につき 500円
<p>【同一建物減算】 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは同一の建物に居住する利用者、又は当事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対し、指定訪問看護を行った場合(区分支給限度基準額枠外)</p>	所定単位より10%減算
<p>当事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対し、指定訪問看護を行った場合(区分支給限度基準額枠外)</p>	所定単位より15%減算
<p>【高齢者虐待防止措置未実施減算】 高齢者虐待防止措置 ・対策検討委員会の定期的な開催と職員への周知徹底 ・虐待防止指針の整備 ・虐待防止研修の定期的な実施 ・虐待防止担当者の配置 以上を作成していない場合</p>	所定単位より1%減算
<p>【業務継続計画未策定減算】 業務継続計画(BCP=事業所が災害や緊急事態に備えて事業継続を図るための計画)を作成していない場合</p>	所定単位より1%減算

- ・前記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、金額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合であっても、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。お支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

(4) 利用料等のお支払方法

毎月、10日以降に前月分の請求を送付いたしますので、森山内科・脳神経外科の受付窓口にてお支払いもしくは口座引き落としを御利用ください。

5 事業所の特色等

(1) 運営方針

- ・ 当法人の訪問看護職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
- ・ サービスの実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) その他

事 項	内 容
訪問看護計画の作成 及び 事後評価	看護師が、お客様の直面している課題等を評価し、主治医の指示及びお客様の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(サービス報告書)に記載してお客様に説明のうえ交付します。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所のお客様相談窓口	窓口責任者 大西 政美
	ご利用時間 8:30~17:30
	ご利用方法 電話 0986 - 21 - 5000

○介護保険の苦情や相談に関しては、下記の相談窓口があります。

(介護保険サービスの苦情について) 宮崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課	連絡先 0985-35-5301 受付時間 (平日) 8:30~17:00
(介護保険サービスの質や契約上のトラブルについて) 都城市 介護保険課	連絡先 0986-23-2114 受付時間 (平日) 8:30~17:15
(介護保険サービスの質や契約上のトラブルについて) 三股町 高齢者支援課 介護高齢者係	連絡先 0986-52-9062 受付時間 (平日) 8:30~17:00
(介護保険サービスの質や契約上のトラブルについて) 曾於市 介護福祉課 介護保険係	連絡先 0986-76-8807 受付時間 (平日) 8:30~17:15

7 事故発生時の対応

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護の提供に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	医療機関名 及び所在地	医療法人 社団 森山内科・脳神経外科 宮崎県都城市南鷹尾町 24 街区 20 号
	氏名	森山 篤志
	電話番号	0986-21-5000

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電話番号	

9 人権擁護・虐待防止

(1) 利用者等の人権の擁護及び虐待の防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者：森山産業副社長
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 虐待の防止のための指針、苦情解決体制を整備しています。
- ④ 法人全体の虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、周知徹底します。
- ⑤ 従業者に対する人権の擁護及び虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施します。

(2) サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを利用者の住所地のある市町村に通報します。

10 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害時の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 衛生管理・感染防止について

- (1) 対応職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。また、必要な備品など衛生的な管理に努めます。

